

## 第 1 部

# 環 境 行 政 の 展 望



## 第1部 環境行政の展望

長崎県では、平成12年1月、豊かな自然環境を将来へ引継ぎ、地球温暖化や越境大気汚染、漂流・漂着ごみ、閉鎖性水域の水質などの諸課題に対応していくため、環境分野における施策の方向性を定めた「長崎県環境基本計画」を策定し、その後、新たな課題への対応等を図るため、平成16年と平成23年に見直しを行いました。

第3次計画では、本県がめざす環境像を「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定め、「地球環境保全をめざす社会の実現」、「環境への負荷の削減と循環型社会づくり」、「人と自然とが共生する快適な環境づくり」、「県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり」という4つの基本目標に沿って、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全等、実効ある取組を推進しています。

特に平成27年度においては、国境離島を数多く抱える本県では、国外からのごみの漂着や微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）、光化学オキシダントといった汚染物質等の越境も危惧されており、県民やボランティア、事業者、沿岸の国々とも協働して問題解決への取組を推進してまいります。

また、ツシマヤマネコ等希少動植物の保護のための有害鳥獣適正管理、大村湾や諫早湾干拓調整池等の閉鎖性水域の環境保全といった本県独自の課題にも取組んでまいります。

### I 地球環境保全をめざす社会の実現

#### <地球温暖化の防止対策について>

- 我が国では、地球温暖化を防止するため、平成2年に「地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成9年には、第3回気候変動枠組条約締約国会議で採択された京都議定書の主旨を踏まえ、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定するとともに、「地球温暖化対策推進大綱」を策定しました。平成17年4月には、「京都議定書目標達成計画」を策定したところです。

また、平成27年7月には、平成42年度までに平成25年度比で26.0%温室効果ガス排出量を削減するという約束草案を、国連の気候変動枠組条約事務局に提出しています。

- 本県においては、平成14年に地域に密着した対策を推進するため、長崎県地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、平成16年12月には温暖化防止の普及啓発事業や地域の活動団体の支援を行うため、長崎県地球温暖化防止活動推進センターを指定するとともに、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者及び住民などのほか各種団体、行政、学識者等からなる地球温暖化対策協議会（現ながさき環境県民会議）を設立しました。

同協議会では、温室効果ガス排出量の削減及び森林等による吸収量の確保のための対策等について協議を行い、平成17年度には県民主導の温暖化対策を推進するた

め「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」を策定し、産業、民生、運輸など、部門ごとに実効ある施策の展開を目指し、活動しています。

平成25年4月には、県内で排出される温室効果ガスの排出抑制、吸収促進のための総合的な対策を定めた「長崎県地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、県民総ぐるみの地球温暖化対策を推進しています。

加えて、温室効果ガスの吸収源として認められている森林の整備を推進するとともに、炭素の固定につながる県産材の有効利用を積極的に促進しています。

#### <オゾン層保護対策について>

本県では、オゾン層保護のため、特定家庭用機器再商品化法やフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、家庭用のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、業務用の冷蔵・冷凍・空調機器、カーエアコンに充填されているフロン類の回収や適切な管理を推進していきます。

また、最近では、フロン類を用いない製品（ノンフロン製品）の開発・普及が進んでいます。ノンフロン製品を選択することは、オゾン層保護及び地球温暖化防止につながることから、「オゾン層保護対策推進月間」（毎年9月1日～30日）等を利用して、オゾン層保護・フロン等対策に関する啓発活動を行っていきます。

#### <漂流・漂着ごみ対策について>

本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有することから、毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっています。

本県では、平成14年10月に長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会を設置し、各種対策や市町へ回収処理費用を助成するなど、全国に先駆けて漂流・漂着ごみ対策に取り組んできました。

平成22年からは海岸漂着物処理推進法に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸を目指し、国の補助制度を活用しながら市町と協力して、漂着ごみ対策を推進していきます。

#### <国際協力の推進について>

- 平成4年8月に開催された九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」（平成12年度から山口県も参加）での協議事項を踏まえ、日韓両地域に共通する環境課題の解決に向け、環境行政施策等に関する情報交換、環境に関する共同調査研究やシンポジウム開催などの交流事業を行っています。現在は、平成24年度から平成27年度までPM<sub>2.5</sub>に関する調査を実施しています。

また、平成15年からは漂流・漂着ごみ対策にも取り組んでおり、環境美化キャンペーンの開催や一斉清掃の実施など、日韓双方に浸透した漂流・漂着ごみへの問題意識や環境保全への取組と両国の友好・交流に努めています。

- 本県は中国福建省と昭和57年に友好県省を締結し交流を進めてきました。平成23年9月には県環境部と福建省環境保護庁の間で「長崎県と福建省の環境技術交流に係る協定」を結び、放射線や大気汚染などの環境モニタリング技術の人材交流や環境情報の交換を行っています。両県省に共通する環境課題の解決と人材育成のため相互交流を推進していきます。

## II 環境への負担の削減と循環型社会づくり

### <長崎県『ゴミゼロながさき』に向けた取組について>

本県では、循環型社会の形成推進を図るため、本県の目指す将来像を「ゴミのない、資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」と定め、ゴミゼロながさき県民運動の展開、産業廃棄物の適正処理の推進等に取組んできました。

これらの取組により、廃棄物の排出量削減は進み、不法投棄などの不適正処理は改善されましたが、なお廃棄物の再生利用率は低い水準で推移しており、様々な課題が残されています。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題への対応など、廃棄物の処理やリサイクルを取り巻く状況は大きく変化し、循環型社会への転換をさらに進める必要があります。

このため、平成23年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル等の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、計画実践のための推進母体である「ながさき環境県民会議」では、平成24年2月に見直した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、進捗管理を行うとともに、廃棄物の減量化、リサイクルの推進について、県民運動の展開を図ります。

さらに、県自らも事業活動により生じる廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再利用に努めるとともに、率先して再生利用製品の活用を図ります。

### <産業廃棄物税について>

平成17年度から九州7県が一斉に導入した産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場へ搬入した廃棄物に対して課税するもので、この税収を活用して、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の推進に向けた取組を推進しています。

### <大気汚染対策について>

近年、本県をはじめ北部九州の広い地域で高濃度の光化学オキシダントが観測され、平成18年度から23年度には注意報を発令する事態が起きました。

また、県では平成24年から一部大気汚染測定局で微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の測定を開始し、現在、長崎市、佐世保市とも協力し、県下18か所でPM<sub>2.5</sub>を測定していますが、平成25年1月に中国で深刻な大気汚染が発生し、その後、国内でもPM<sub>2.5</sub>濃度の上昇が度々観測され、本県でも平成24年度に1回、平成25年度に2

回、平成26年度に1回注意喚起を行う事態が起きました。

一般に濃度が下がるといわれている夜間や人為的な汚染源が少ない離島部の測定局でも観測されたことから「大気汚染物質排出量が増加した大陸からの移流」による影響も指摘されています。国や他県とも協力して、原因究明を進めていきます。

加えて、県内大気汚染物質の発生源である工場・事業場に対する調査、指導の徹底を図り、排出ガス中の硫黄酸化物や有害化学物質の排出抑制に努め、良好な大気環境の維持を図ります。

#### <水環境対策について>

県では、水質環境の状況を把握するため、海域、河川、湖沼のそれぞれの水域を、測定計画に基づいて調査を実施するとともに、工場・事業場への立入調査や污水处理施設の整備による生活排水対策など各種対策を推進しています。

特に、水の出入りが少なく汚染物質が溜まりやすい閉鎖性水域である大村湾、諫早湾調整池及び有明海については、個別計画である「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」、「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」及び「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」により、環境保全に関する各種施策・事業を流域の市町と連携して展開していきます。

また、島原半島では、地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そのため「第2期島原半島窒素負荷低減計画」に基づき、窒素負荷低減に向けた取組を進め、水環境の保全に努めていきます。

#### <化学物質対策について>

多種多様の化学物質を含む製品が、様々な形で消費・廃棄され、環境中に拡散し、大気、水質、土壌、生物等広範囲に渡る環境影響が危惧されています。

特に、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類や内分泌攪乱作用（環境ホルモン）を有する化学物質は、人への健康影響が懸念されています。

本県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境中の汚染実態や焼却炉などの発生源の状況を調査し公表するとともに、発生源対策を推進します。また、PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の的確な運用により化学物質の適正管理の推進に努めていきます。

#### <騒音、振動、悪臭について>

騒音、振動、悪臭等の被害から県民の生活環境を保全するため、騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しを行うとともに、県内市町が実施する騒音、振動、悪臭の環境監視及び規制の支援を行っていきます。

### Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

#### <生物多様性の維持について>

○ 本県の自然環境は、法的規制により保全されている自然環境（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等）や、人間の暮らしや文化の中で培われてきた自然環境（社寺林、棚田、溜池、湿地、草原等）など様々な形で存在しています。これらの多様な自然環境の中には、人の関与があることで維持されてきたものも多く、生活様式や産業形態・土地利用の変化などにより、耕作放棄地のように知らず知らずのうちに荒廃したものが目立つようになりました。

また、海外あるいは他地域から持ち込まれた動植物や、人と動物と環境のバランスが崩れたことによって増えすぎた野生動物によって、農林業への被害はもとより、昔から本県に生息・生育していた野生動植物を含む生態系が影響を受けている例もみられます。

○ 様々な生物は個々に独立して生息・生育しているのではなく、食物連鎖や共生関係など環境に適応した生態系を構成し、相互にバランスのとれた関係を保っています。ひとつの希少種を保護することで、結果的にその周りの多くの種も保護することができるのです。このように多種多様な動植物が相互に関係しながらバランスを保って存続している状態を、「生物多様性が保全されている」といいます。

県では、本県の特徴ある生物多様性を総合的に保全し、その恵みを活用していくため、平成21年に策定した「長崎県生物多様性保全戦略」を見直し、平成26年12月に「長崎県生物多様性保全戦略2014-2020」を策定しました。長期目標として「2050年目標」を掲げ、2050年目標を達成するため、2020年までに重点的に取り組むべき行動の方向性を「行動目標」としています。

○ 地域の生物多様性の代表ともいえる希少種（絶滅のおそれのある野生動植物種）の保護のための基礎資料として、平成22年度に改定を行った「改訂版長崎県レッドリスト」をもとに、希少種のモニタリング調査を実施し、県内の希少な野生動植物とその生息・生育地の現状把握、保護対策への反映に努めるとともに、希少野生動植物種・同保存地域の追加拡大の進め方などをとりまとめた、保護・保全策の新しい基本方針である「長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」に基づいて、緊急性の高い種や地域の保護・保全策の実践を進めていきます。

○ 公共事業の実施にあたっては、事業を実施する地域の環境特性を踏まえ、動植物や生態系に配慮した立地・工法等の選定や、農地、農村、森林、河川、海域などさまざまな場所での環境改善の取組の展開により、生物多様性保全に資する事業の推進に努めていきます。

#### <自然公園・ジオパークの利活用について>

○ 県は、自然公園や長距離自然歩道における県民の自然とのふれあいや自然に親しむレクリエーションの機会を通じて、自然に対する理解と自然環境の保全への意識の向上を図り、また、観光利用により地域振興に貢献することを目的として、自然

環境を活かしたレクリエーション施設の整備を進めています。

また、従来の自然景観を楽しむだけの利用から、地域の文化や自然とのより深いふれあいを求める利用者ニーズの高まりもあり、これらの志向に対応できる施設の整備を進めていく必要があります。県有の自然公園施設のバリアフリー化や景観の向上、安全で利用しやすい施設への再整備に重点を置きながら、エコツーリズムの利用拠点ともなる施設整備を推進していきます。

- 平成25年9月、島原半島が世界ジオパークに再認定され、交流人口の拡大による地域振興を目的に、自然環境を活かした地域づくりを進めています。県では、自然環境保全事業への支援やガイド養成など、本県ならではの特徴と自然環境を活かした先進的な取組を推進していきます。

#### IV 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

##### <環境教育・環境学習について>

- 環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、身近な地域の環境問題から地球規模の環境問題まで、様々な要因が絡み合い、複雑化しています。これらの問題を解決していくためには、私たち一人一人がこの恵み豊かな環境を共有の財産として保全し、将来の世代に引継ぐ責任を担っていることを自覚し、行動を起こしていく必要があります。
- 環境問題の解決のために、環境学習の果たす役割は重要です。特に次世代を担う子どもたちが環境問題に対する関心を深め、環境にやさしい暮らし方を実践することが必要です。  
県では「こどもエコクラブ」等の活動に対して、顕微鏡などの貸し出しを行っていきます。また、「環境アドバイザー派遣制度」を設け、学習会を開催する民間団体などの要請により専門家を講師として派遣するなど活動の支援に努めていきます。
- 「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（未来環境条例）」に基づく快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの一環として、ごみの投げ捨て等防止重点地区等を指定し、地域と連携して地域の環境美化を推進していきます。

##### <長崎県環境教育等行動計画について>

環境と経済の両立を図りながら持続可能な社会を構築するためには、学校、地域社会、職場などの様々な場において、学校、地域社会、事業者、行政といったあらゆる主体が、環境保全活動、環境教育の推進に取り組むことが重要です。

県は、平成17年に策定した「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を、平成26年3月に「環境保全活動及び環境教育の推進」、「協働取組の推進」、「人材の育成」、「拠点機能の整備」の4分野を柱とした「長崎県環境教育等行動計画」として改定し、環境教育等に関する取組を一層充実してい

きます。

学校、地域社会、事業者、行政のパートナーシップにより、県民一人ひとりが環境保全活動及び環境教育に取り組む社会を目指し、長崎県環境基本計画に掲げるめざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に努めていきます。

